

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」（以下、「区画整理事業」とします。）について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価準備書」（以下、「準備書」とします。）を作成しましたので、その概要と縦覧についてお知らせします。

1 都市計画対象事業の概要

区画整理事業は市街地開発事業として都市計画に定めることから、環境影響評価法第38条の6第1項の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

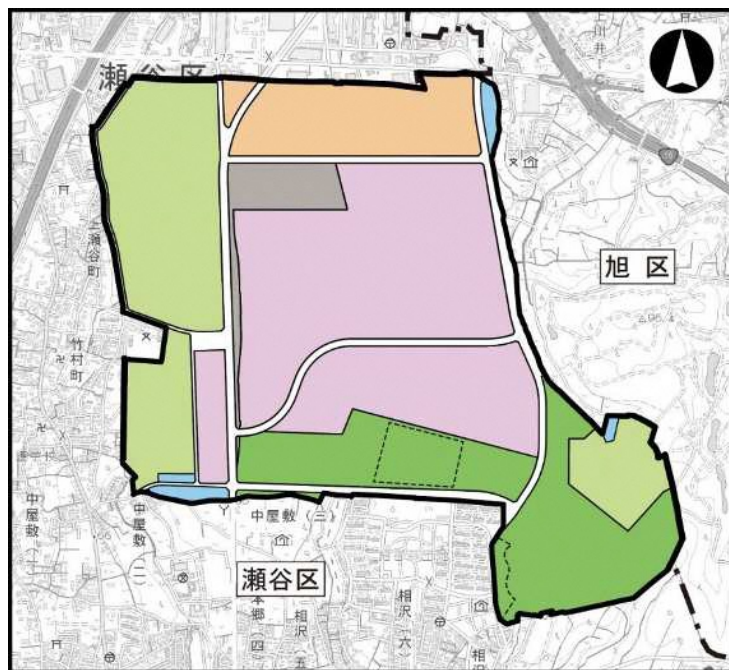
都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
都市計画対象事業の種類、規模	土地区画整理事業 面積：約248.5ha
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町地内、同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内

2 都市計画対象事業の計画内容

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

■土地利用計画図



凡例

対象事業実施区域	交通施設用地
農業振興地区	道路
観光・賑わい地区	調整池(地上式)
物流地区	公益的施設内調整池(地下式)
公益的施設用地(公園・防災等用地)	

- 旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置し、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。
- 「観光・賑わい地区」では、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わい拠点の形成を図ります。
- 「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。
- 「公益的施設用地」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。
- 「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の関連用地として「交通施設用地」を配置します。

■土地利用面積

土地利用地区	面積	割合
農業振興地区※1	約53.4 ha	約21.5%
観光・賑わい地区	約89.8 ha	約36.1%
物流地区	約23.1 ha	約9.3%
公益的施設用地 (公園・防災等用地)※2	約47.2 ha	約19.0%
交通施設用地	約7.7 ha	約3.1%
調整池	約3.5 ha	約1.4%
道路等	約23.8 ha	約9.6%
合計	約248.5 ha	100.0%

※1：面積には、農業振興地区に整備する農道等を含みます。

※2：面積には、公園内に整備する調整池を含みます。

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

■都市計画対象事業に係る公共施設の配置



①道路計画

区画整理事業の実施に伴い、区域内道路1号から3号を整備し、環状4号線の南区間については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

道路の概要

No.	名称	車線数	幅員	全長
1	区域内道路1号	2	26m	約 2,650m
2	区域内道路2号	2	26m	約 930m
3	区域内道路3号	2	26m	約 1,180m
4	環状4号線 (南区間)	4	31m	約 1,160m
5	環状4号線 (北区間)	4	25m	約 320m

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

②排水施設計画

大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域が主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。

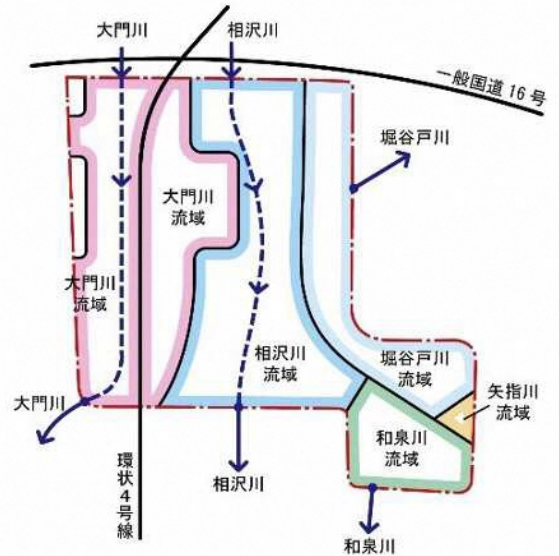
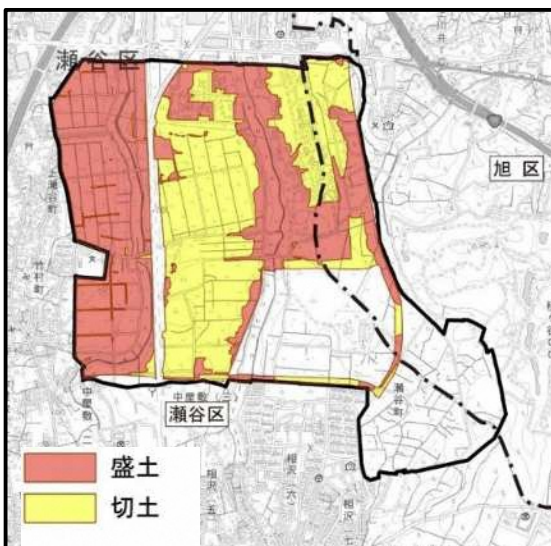
また、相沢川と大門川については、切り直しを行い改修する計画です。なお、河川の構造については、現況ではコンクリート三面張りですが、土地区画整理事業完了時には暗渠となる計画です。

凡 例

- 対象事業実施区域
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地（公園・防災等用地）
- 交通施設用地
- 調整池（地上式）—調整池1、2、5、6
- 公益的施設内調整池（地下式）—調整池3、4
- 相沢川切り直し
- 大門川切り直し
- 都県界
- 市界
- 区界

■造成工事計画

盛土、切土を行わない箇所についても整地は行うため、全改変となります。



流域の状況

調整池の容量及び集水区域面積

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池6	大門川	約 33.7	約 24,300

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

■工事工程

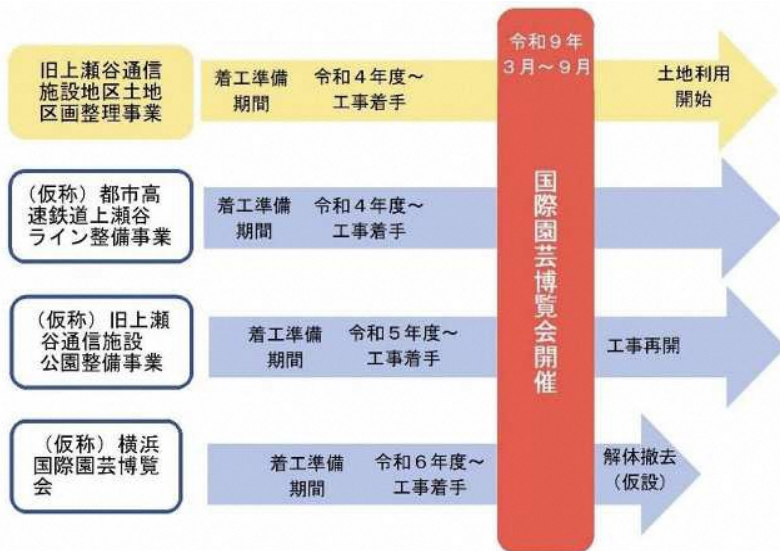
米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地等の造成、道路、調整池等を整備する計画で、工事期間は概ね54か月を予定しています。

工種	累計月	1～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31～36	37～42	43～48	49～54
米軍施設撤去工事		■								
準備工事		■								
土工事		■					■	■	■	■
調整池工事		■					■			
擁壁工事				■	■	■	■	■	■	■
下水道工事			■			■	■	■	■	■
道路工事					■	■	■	■	■	■
河川切り回し工事		■								
後片付け										■

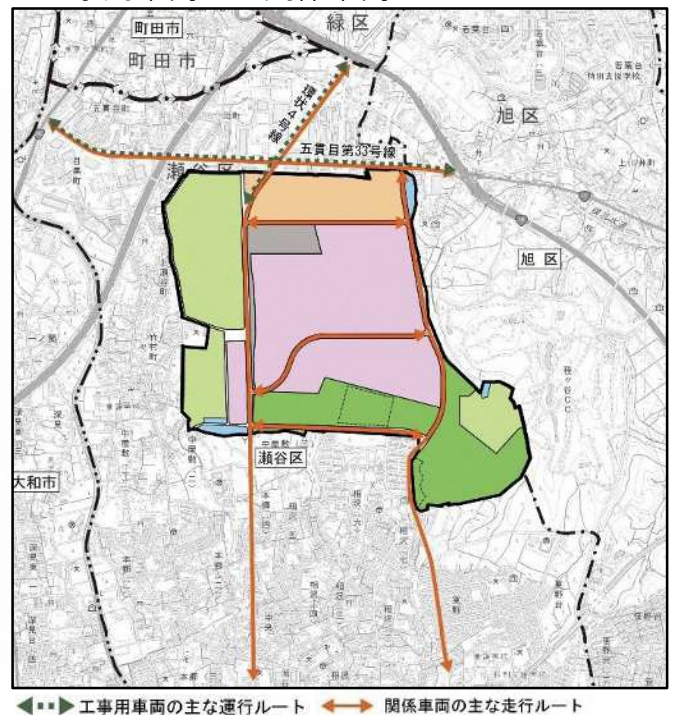
注：土工事には、土壌汚染対策工事を含まず。

■今後のスケジュール

都市計画や環境影響評価の手続等を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。



■工事用車両及び関係車両のルート



◀---▶ 工事用車両の主な運行ルート ◀---▶ 関係車両の主な走行ルート

■環境保全の配慮に係る検討の経緯

①グリーンインフラの検討状況

地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、令和2年度から検討を行いました。令和2年度は、農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災等用地）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか検討を行いました。令和3年度は、令和2年度にて行った検討内容をもとに、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行っていきます。

グリーンインフラの検討内容

	農業振興地区	道路	公益的施設用地
環境保全・改善	・既存の表土（黒土、赤土）の再利用 ・畑地かんがい施設の整備による農業生産性の向上	・既存木の残置や移植による利活用 ・公園の緑や農地との連続性の確保	・草地の一部保全 ・既存木の残置、活用
防災・減災	・傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制 ・透水性・保水性舗装の活用	・透水性・保水性舗装の活用 ・雨水浸透柵等の活用 ・雨水貯留浸透基盤の活用	・災害時における広域的な防災拠点
景観	・傾斜改善による農景観の保全	・緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出	・広大な草地の景観の保全・創出
グリーンコミュニティ	・賑わい施設などと連携した農作物の収穫体験	・道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出	・自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出

②海軍道路の桜並木の検討状況

植樹から40年近く経ち、老木化していることや、海軍道路の4車線拡幅により、現状の桜並木を残すことが困難なことから、令和3年7月以降に、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「(仮称)海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、意見交換を行っていきます。

③工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書及び方法書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

3 環境影響評価手法の概要

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び建設機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			○	○			○
			浮遊粒子状物質			○	○			○
			粉じん等			○	○			
		騒音	騒音			○	○			○
		振動	振動			○	○			○
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○						
			水の汚れ	○						
		底質	公共用水域の底質		○					
		地下水	地下水の水質					○		
			その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量		○			○	
			河川の形態、流量				○			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×	
地盤		地盤の安定性(土地の安定性)						○		
土壌		土壌汚染		○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地		○				○		
		植物	重要な種及び群落		○			○		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		○	○	
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○						
	温室効果ガス	温室効果ガス			○	○			○	
その他の項目	地域社会	交通混雑				○			○	
		歩行者の安全				○			○	
	文化財等	文化財等		○						

○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素(以下、「参考項目」といいます。(網掛け部分))の中から選定した項目
 ◎：参考項目ではないが選定した項目(市条例指針に基づく項目を含む。)
 ×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

4 予測及び評価の結果並びに環境保全措置

1. 大気質

予測及び評価結果の概要		環境保全措置														
建設機械の稼働	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、排出ガス量最大期における最大寄与濃度出現地点において、環境基準値を下回りますが、二酸化窒素については、横浜市の環境目標値との整合が図られていないことから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.048</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.052</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.048	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.052	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい排出ガス対策型の建設機械の使用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.048	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.052	0.10														
工事用車両の運行	<p>粉じん等については、工事最盛期における季節別濃度が参考値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大着地濃度出現地点における季節別平均値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん量 (t/km²/月)</td> <td>5.7</td> <td>6.3</td> <td>9.6</td> <td>8.9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	5.7	6.3	9.6	8.9	10	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事における転圧、散水等 ・工事用道路における転圧、鉄板敷設等 ・工事工程の平準化 		
	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値										
	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	5.7	6.3	9.6	8.9	10										
関係車両の走行	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工事用車両の運行による影響が最大となる時期において、環境基準値及び横浜市の環境目標値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.032266 ~0.035794</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049683 ~0.050001</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.032266 ~0.035794	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049683 ~0.050001	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい排出ガス規制適合型の車両の使用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・工事用車両の点検、整備を徹底
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.032266 ~0.035794	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049683 ~0.050001	0.10														
関係車両の走行	<p>粉じん等については、工事用車両の運行による影響が最大となる時期における季節別濃度が参考値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大着地濃度出現地点における季節別平均値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん量 (t/km²/月)</td> <td>0.1 ~2.2</td> <td>0.1 ~2.0</td> <td>0.1 ~3.2</td> <td>0.1 ~3.4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	0.1 ~2.2	0.1 ~2.0	0.1 ~3.2	0.1 ~3.4	10	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のタイヤ洗浄 ・出入口付近における散水、清掃等 		
	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値										
	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	0.1 ~2.2	0.1 ~2.0	0.1 ~3.2	0.1 ~3.4	10										
関係車両の走行	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準値及び横浜市の環境目標値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.031510 ~0.033218</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049638 ~0.049766</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.031510 ~0.033218	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049638 ~0.049766	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.031510 ~0.033218	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049638 ~0.049766	0.10														

2. 騒音

予測及び評価結果の概要		環境保全措置								
建設機械の稼働	<p>騒音に係る工事最盛期における最大値出現地点において、特定建設作業の規制基準値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大値出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>特定建設作業規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械からの騒音レベル (L_{A5}) (dB)</td> <td>69</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値	建設機械からの騒音レベル (L _{A5}) (dB)	69	85	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械の採用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底 		
	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値							
建設機械からの騒音レベル (L _{A5}) (dB)	69	85								
工事用車両の運行	<p>工事用車両最大運行時において、八王子街道や環状4号線沿線の一部の地点で道路端において環境基準値を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用車両の運行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)</td> <td>65.9~73.5</td> <td>65以下又は70以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	環境基準値	工事用車両の運行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	65.9~73.5	65以下又は70以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 		
項目	予測結果	環境基準値								
工事用車両の運行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	65.9~73.5	65以下又は70以下								
関係車両の走行	<p>道路端における騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、八王子街道沿線など一部の地点で環境基準値を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)</td> <td>昼間 64.6~72.9</td> <td>60以下、65以下 又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 57.9~72.9</td> <td>55以下、60以下 又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	環境基準値	関係車両の走行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	昼間 64.6~72.9	60以下、65以下 又は70以下	夜間 57.9~72.9	55以下、60以下 又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
項目	予測結果	環境基準値								
関係車両の走行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	昼間 64.6~72.9	60以下、65以下 又は70以下								
	夜間 57.9~72.9	55以下、60以下 又は65以下								

3. 振動

予測及び評価結果の概要		環境保全措置								
建設機械の稼働	<p>振動に係る工事最盛期における最大値出現地点において、特定建設作業の規制基準値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大値出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>特定建設作業規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械からの振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>61</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値	建設機械からの振動レベル (L ₁₀) (dB)	61	75	<ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底 		
	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値							
建設機械からの振動レベル (L ₁₀) (dB)	61	75								
工事用車両の運行	<p>工事用車両最大運行時において、要請限度を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事用車両の運行に伴う振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>昼間 47.6~58.9</td> <td>昼間 65以下又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 46.2~56.4</td> <td>夜間 60以下又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	要請限度	工事用車両の運行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 47.6~58.9	昼間 65以下又は70以下	夜間 46.2~56.4	夜間 60以下又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底
項目	予測結果	要請限度								
工事用車両の運行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 47.6~58.9	昼間 65以下又は70以下								
	夜間 46.2~56.4	夜間 60以下又は65以下								
関係車両の走行	<p>道路端における振動レベル (L₁₀) の予測結果は要請限度を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係車両の走行に伴う振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>昼間 46.0~53.3</td> <td>昼間 65以下又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 44.8~52.7</td> <td>夜間 60以下又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	要請限度	関係車両の走行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 46.0~53.3	昼間 65以下又は70以下	夜間 44.8~52.7	夜間 60以下又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
項目	予測結果	要請限度								
関係車両の走行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 46.0~53.3	昼間 65以下又は70以下								
	夜間 44.8~52.7	夜間 60以下又は65以下								

4. 水質

予測及び評価結果の概要		環境保全措置																																										
雨水の排水	<p>【水の濁り】 日常的な降雨時では、仮設調整池出口でのSS濃度は市条例の基準値を十分に下回っています。 現況で環境基準を超えている堀谷戸川を除き、放流先河川の環境基準以下となります。堀谷戸川についても、現況濃度を悪化させるものではなく、日常的な降雨においては、都市計画対象事業の造成工事時の雨水の排水に起因する環境基準値の超過はないものと予測します。 さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理施設</th> <th rowspan="2">流域</th> <th rowspan="2">現況のSS濃度 (mg/L)</th> <th colspan="2">仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)</th> <th colspan="2">放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>予測結果</th> <th>市条例基準値</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設調整池1</td> <td>堀谷戸川</td> <td rowspan="2">305</td> <td>6</td> <td rowspan="6">70</td> <td rowspan="2">105</td> <td rowspan="2">25以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池2</td> <td>堀谷戸川</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池3</td> <td>相沢川</td> <td>35</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池4</td> <td>和泉川</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池5</td> <td>大門川</td> <td rowspan="2">74</td> <td>9</td> <td rowspan="2">53</td> <td rowspan="2">100以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池6</td> <td>大門川</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仮設調整池の位置は、公共施設として整備する調整池の位置と一致します。</p>	処理施設	流域	現況のSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)		放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)		予測結果	市条例基準値	予測結果	環境基準	仮設調整池1	堀谷戸川	305	6	70	105	25以下	仮設調整池2	堀谷戸川	6	仮設調整池3	相沢川	35	9	15	100以下	仮設調整池4	和泉川	23	28	27	100以下	仮設調整池5	大門川	74	9	53	100以下	仮設調整池6	大門川	28	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防止柵の設置 ・造成箇所の速やかな転圧 ・造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置 ・凝集剤の使用 ・モニタリングによる水質の監視
	処理施設				流域	現況のSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)		放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)																																			
予測結果		市条例基準値	予測結果	環境基準																																								
仮設調整池1	堀谷戸川	305	6	70	105	25以下																																						
仮設調整池2	堀谷戸川		6																																									
仮設調整池3	相沢川	35	9		15	100以下																																						
仮設調整池4	和泉川	23	28		27	100以下																																						
仮設調整池5	大門川	74	9		53	100以下																																						
仮設調整池6	大門川		28																																									
	<p>【水の汚れ】 アルカリ排水対策、汚染土壌の拡散防止措置、適正な規模の仮設調整池の設置等の実施により、雨水の排水に伴う水の汚れへの影響は小さいものと考えられます。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 ・モニタリングによる水質の監視 																																										

5. 底質

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
造成工事の実施	<p>アルカリ排水対策、汚染土壌の拡散防止措置、適正な規模の仮設調整池の設置等の環境保全措置の実施により、造成工事の実施による底質への影響は小さいものと考えられます。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用

6. 地下水

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在(土地の改変)	<p>汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じることから、地下水の水質への影響は小さいものと考えられます。環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 ・モニタリングによる地下水の水質の監視

7. その他の水環境に係る環境要素

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
湧水の流量		
造成工事の実施	帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、調整池2が設置されること等を踏まえると、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。堀谷戸川付近の湧水地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇の地点であり、区域内道路1号の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保 ・モニタリングによる湧水の流量の監視
敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域南東部には、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、堀谷戸川付近の湧水地点については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保 ・湧水環境の創出 ・モニタリングによる湧水の流量の監視
河川の形態、流量		
敷地の存在(土地の改変)	<p>【河川の形態】</p> <p>対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域ごとに、下流部には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【河川の流量】</p> <p>調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保 ・モニタリングによる河川流量の監視

8. 地盤

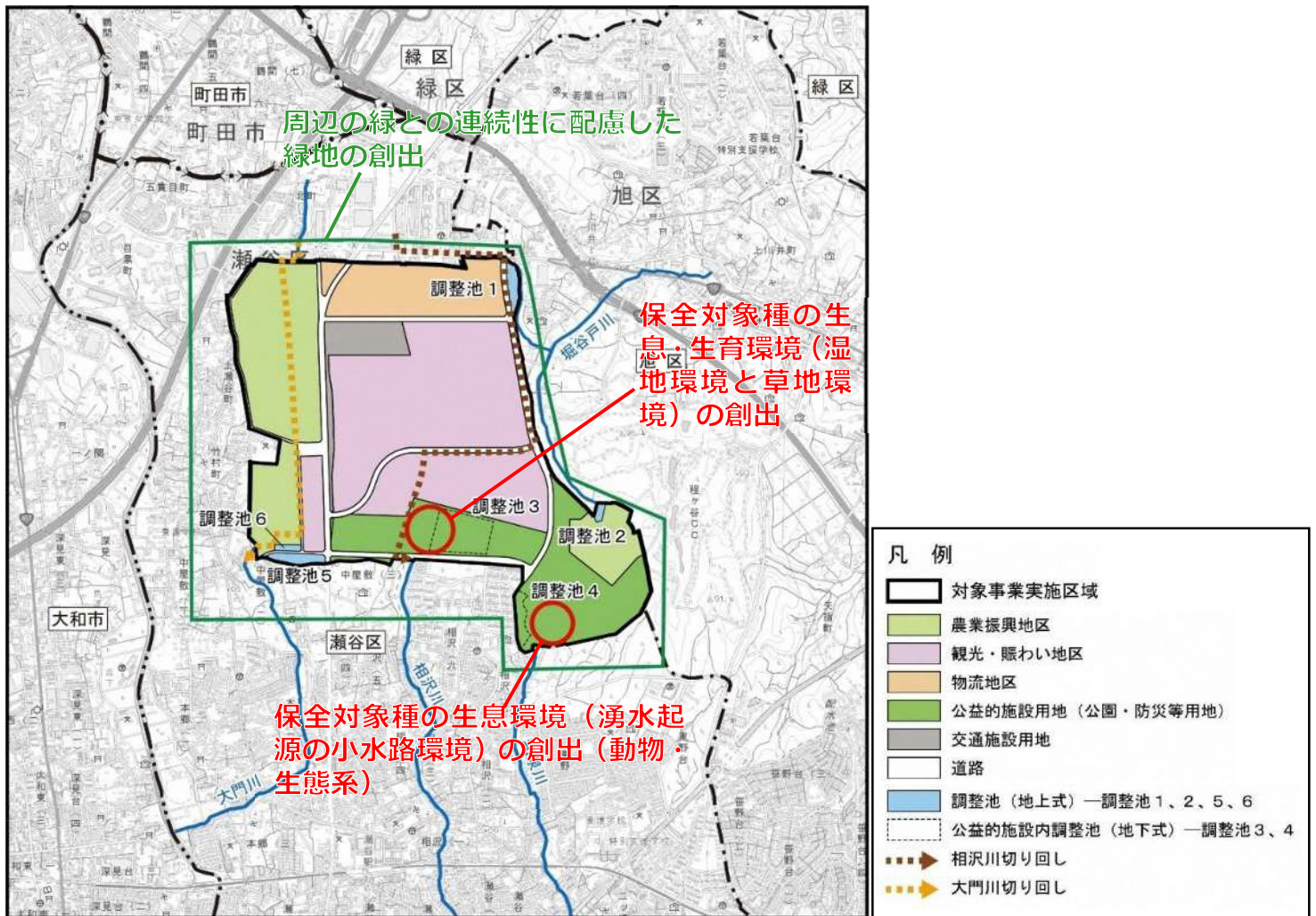
予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在(土地の改変)	宅地造成等規制法等に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。また、土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な斜面・擁壁の角度の維持 ・土砂災害特別警戒区域への適切な対応

9. 土壌汚染

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置						
造成工事の実施	<p>国による対応に加え、事業者による造成時においては、造成工事の内容を踏まえた適切な環境保全措置を講じること、汚染土壌の運搬、処理・処分にあたっては、関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に講じることから、事業者により実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p><掘削除去を行う場合に場外搬出される土量></p> <table border="1"> <tr> <td>表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌 (ほぐし)</td> <td>13,000 m³</td> </tr> <tr> <td>1 日当たりの場外搬出車両台数</td> <td>7.2 台/日</td> </tr> </table>	表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合		汚染土壌 (ほぐし)	13,000 m ³	1 日当たりの場外搬出車両台数	7.2 台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた適切な措置 ・予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応 ・モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視
表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合								
汚染土壌 (ほぐし)	13,000 m ³							
1 日当たりの場外搬出車両台数	7.2 台/日							

10. 動物、11. 植物、12. 生態系

	予測及び評価の結果の概要	環境保全措置
敷地の存在（土地の改変） 造成工事の実施	<p>■動物 現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき種（一般鳥類 20種（フクロウを含む）、猛禽類7種、両生類2種、爬虫類5種、昆虫類20種、魚類3種、底生動物1種、陸産貝類1種）に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は41種でした。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出（動物・生態系） ・保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出 ・工事中の保全対象種の調査（動物・生態系） ・保全対象種の個体の移動（動物・生態系） ・保全対象種の移植・播種（植物） ・逃避経路の確保と工事の分散化（動物・生態系） ・作業時間の順守（動物・生態系） ・工事従事者への講習・指導 ・外来種の拡大抑制（植物・生態系） ・周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出
	<p>■植物 現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき種（維管束植物（種子植物及びシダ植物）12種、付着藻類3種、蘚苔類1種）に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は13種でした。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	
	<p>■生態系 地域を特徴づける生態系である「低地の樹林・畑地・草地の生態系」に対して、工事の実施による影響が大きいと予測しました。「湿性低地・河川の生態系」に対しては、工事の実施または土地又は工作物の存在及び供用による影響が大きいと予測しました。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	



環境保全措置の実施想定場所

13. 景観

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在 （土地の 改造）	<p>主要な眺望点については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。</p> <p>景観資源については、対象事業実施区域内の緑農地域や海軍道路沿いの桜並木が消失します。</p> <p>主要な眺望景観については、現地調査を行った6地点のいずれも影響は小さいと予測します。</p> <p>困繞景観については、乾性草地域における普遍価値の自然性、固有価値の固有性等が、敷地の存在時、構造物の存在時では、低く変化すると予測されます。</p> <p>これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地等の保全に配慮した土地利用計画 ・緑地の創出 ・桜並木等の創出 ・遠景の眺望に配慮した将来の土地利用計画

【フォトモンタージュによる景観予測の例】

現況



敷地の存在時



構造物の存在時



No. 2地点（瀬谷みはらし公園）からの眺望景観

現況



敷地の存在時



構造物の存在時



D地点から北西方向の乾性草地域をパノラマ写真撮影した困繞景観

14. 人と自然との触れ合いの活動の場

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在（土地の改変）	海軍道路の桜並木と鎌倉古道北コースに改変があると予測します。海軍道路の桜並木、及び鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。このうち、瀬谷市民の森と上川井市民の森については、隣接する対象事業実施区域は、公的施設用地として計画されているため、快適性の変化の程度は小さいと予測します。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木等の創出 ・ 緑地の創出
関係車両の走行	瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コースに利用性の変化があると予測します。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 車両の効率的な利用促進 ・ 安全運転の啓蒙

15. 廃棄物等

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置																				
造成工事の実施	<p>産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">< 産業廃棄物 ></td> <td colspan="2">< 建設発生土 ></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>産業廃棄物 (t)</td> <td>区分</td> <td>土工量 (m³)</td> </tr> <tr> <td>発生量</td> <td>約 26,500</td> <td>切土量</td> <td>約 2,816,000</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>約 2,000</td> <td>盛土量</td> <td>約 2,104,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>残土量</td> <td>約 712,000</td> </tr> </table>	< 産業廃棄物 >		< 建設発生土 >		区分	産業廃棄物 (t)	区分	土工量 (m ³)	発生量	約 26,500	切土量	約 2,816,000	最終処分量	約 2,000	盛土量	約 2,104,000			残土量	約 712,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の分別・適正処理 ・ 建設発生土の場内利用
< 産業廃棄物 >		< 建設発生土 >																				
区分	産業廃棄物 (t)	区分	土工量 (m ³)																			
発生量	約 26,500	切土量	約 2,816,000																			
最終処分量	約 2,000	盛土量	約 2,104,000																			
		残土量	約 712,000																			

16. 温室効果ガス

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置						
工事用車両の稼働	<p>環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">温室効果ガス排出量 (tCO₂/期間)</td> </tr> <tr> <td>建設機械</td> <td>約 18,800</td> </tr> <tr> <td>工事用車両</td> <td>約 14,400</td> </tr> </table>	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)		建設機械	約 18,800	工事用車両	約 14,400	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用 ・ 建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転 ・ 建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底
温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)								
建設機械	約 18,800							
工事用車両	約 14,400							
関係車両の走行	<p>環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">温室効果ガス排出量 (tCO₂/期間)</td> </tr> <tr> <td>関係車両</td> <td>約 71,700</td> </tr> </table>	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)		関係車両	約 71,700	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 車両の効率的な利用促進 		
温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)								
関係車両	約 71,700							

17. 地域社会

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置																																																				
交通混雑																																																						
<p>工事用車両の運行により、一部の交差点で限界需要率を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <p>■平日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事用車両の走行 台数(台/時)</th> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>工事中</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車 31~94</td> <td>0.502</td> <td>0.513</td> <td>0.000</td> <td>0.847</td> </tr> <tr> <td>小型車 43~129</td> <td>~0.793</td> <td>~1.114</td> <td>~0.321</td> <td>~0.913</td> </tr> </tbody> </table> <p>■休日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事用車両の走行 台数(台/時)</th> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>工事中</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車 31~94</td> <td>0.313</td> <td>0.374</td> <td>0.000</td> <td>0.829</td> </tr> <tr> <td>小型車 43~129</td> <td>~0.680</td> <td>~0.959</td> <td>~0.347</td> <td>~0.900</td> </tr> </tbody> </table>	工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率	現況	工事中	増加分	大型車 31~94	0.502	0.513	0.000	0.847	小型車 43~129	~0.793	~1.114	~0.321	~0.913	工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率	現況	工事中	増加分	大型車 31~94	0.313	0.374	0.000	0.829	小型車 43~129	~0.680	~0.959	~0.347	~0.900	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両運行ルート分散 ・運行時間帯の管理 ・工事用車両の計画的な運行 ・一般道での待機、路上駐車抑制 ・通勤車両の抑制 																	
工事用車両の走行 台数(台/時)		交差点需要率				限界 需要率																																																
	現況	工事中	増加分																																																			
大型車 31~94	0.502	0.513	0.000	0.847																																																		
小型車 43~129	~0.793	~1.114	~0.321	~0.913																																																		
工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率																																																		
	現況	工事中	増加分																																																			
大型車 31~94	0.313	0.374	0.000	0.829																																																		
小型車 43~129	~0.680	~0.959	~0.347	~0.900																																																		
<p>関係車両の走行に伴う交通混雑は、全ての交差点で限界需要率を下回りました。</p> <p>瀬谷地内線の単路部においても、交通容量比は1を下回りますが、現況と比較すると交通容量比が増えることから、環境保全措置を行います。これにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>■平日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>供用時</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.508</td> <td>0.302</td> <td>-0.398</td> <td>0.864</td> </tr> <tr> <td>~0.793</td> <td>~0.774</td> <td>~0.211</td> <td>~0.931</td> </tr> </tbody> </table> <p>■休日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>供用時</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.338</td> <td>0.260</td> <td>-0.400</td> <td>0.864</td> </tr> <tr> <td>~0.680</td> <td>~0.731</td> <td>~0.170</td> <td>~0.931</td> </tr> </tbody> </table> <p>■瀬谷地内線単路部における交通容量比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th></th> <th>可能交通 容量 (台/時)</th> <th>ピーク時 流入交通量 (台/時)</th> <th>交通容量比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況</td> <td>平日</td> <td>1,663</td> <td>302</td> <td>0.182</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,646</td> <td>229</td> <td>0.139</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">供用時</td> <td>平日</td> <td>1,423</td> <td>809</td> <td>0.569</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,492</td> <td>689</td> <td>0.462</td> </tr> </tbody> </table>	交差点需要率			限界 需要率	現況	供用時	増加分	0.508	0.302	-0.398	0.864	~0.793	~0.774	~0.211	~0.931	交差点需要率			限界 需要率	現況	供用時	増加分	0.338	0.260	-0.400	0.864	~0.680	~0.731	~0.170	~0.931	時期		可能交通 容量 (台/時)	ピーク時 流入交通量 (台/時)	交通容量比	現況	平日	1,663	302	0.182	休日	1,646	229	0.139	供用時	平日	1,423	809	0.569	休日	1,492	689	0.462	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・関係車両の入出庫経路の分散 ・一般道での待機、路上駐車抑制
交差点需要率			限界 需要率																																																			
現況	供用時	増加分																																																				
0.508	0.302	-0.398	0.864																																																			
~0.793	~0.774	~0.211	~0.931																																																			
交差点需要率			限界 需要率																																																			
現況	供用時	増加分																																																				
0.338	0.260	-0.400	0.864																																																			
~0.680	~0.731	~0.170	~0.931																																																			
時期		可能交通 容量 (台/時)	ピーク時 流入交通量 (台/時)	交通容量比																																																		
現況	平日	1,663	302	0.182																																																		
	休日	1,646	229	0.139																																																		
供用時	平日	1,423	809	0.569																																																		
	休日	1,492	689	0.462																																																		
歩行者・自転車の安全																																																						
<p>工事用車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されていること等により、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守 ・安全教育の徹底 ・工事計画の周知徹底 ・迂回ルートの設定時に対する配慮 ・交通誘導員による誘導 																																																					
<p>関係車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線及び上瀬谷第172号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されていること等により、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・安全運転の啓蒙 ・交通誘導員による誘導 																																																					

18. 文化財等

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
造成工事の実施	<p>切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないものと考えられます。</p> <p>なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施工計画 「文化財保護法」への適切な対応

■事後調査

環境影響評価項目		環境影響要因	事後調査の項目
水質	水の濁り	雨水の排水	・浮遊物質（SS）
	水の汚れ	雨水の排水	・「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
地下水		敷地の存在（土地の改変）	・地下水の水質の状況（「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類）
その他の水環境	湧水	造成工事敷地の存在（土地の改変）	・湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）
	河川の形態、流量	敷地の存在（土地の改変）	・河川の流量
動物		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
植物		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生育状況 ・工事の完了後における保全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
生態系		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
地域社会	交通混雑	工事用車両の運行	・交差点交通量
文化財等		造成工事の実施	・周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況

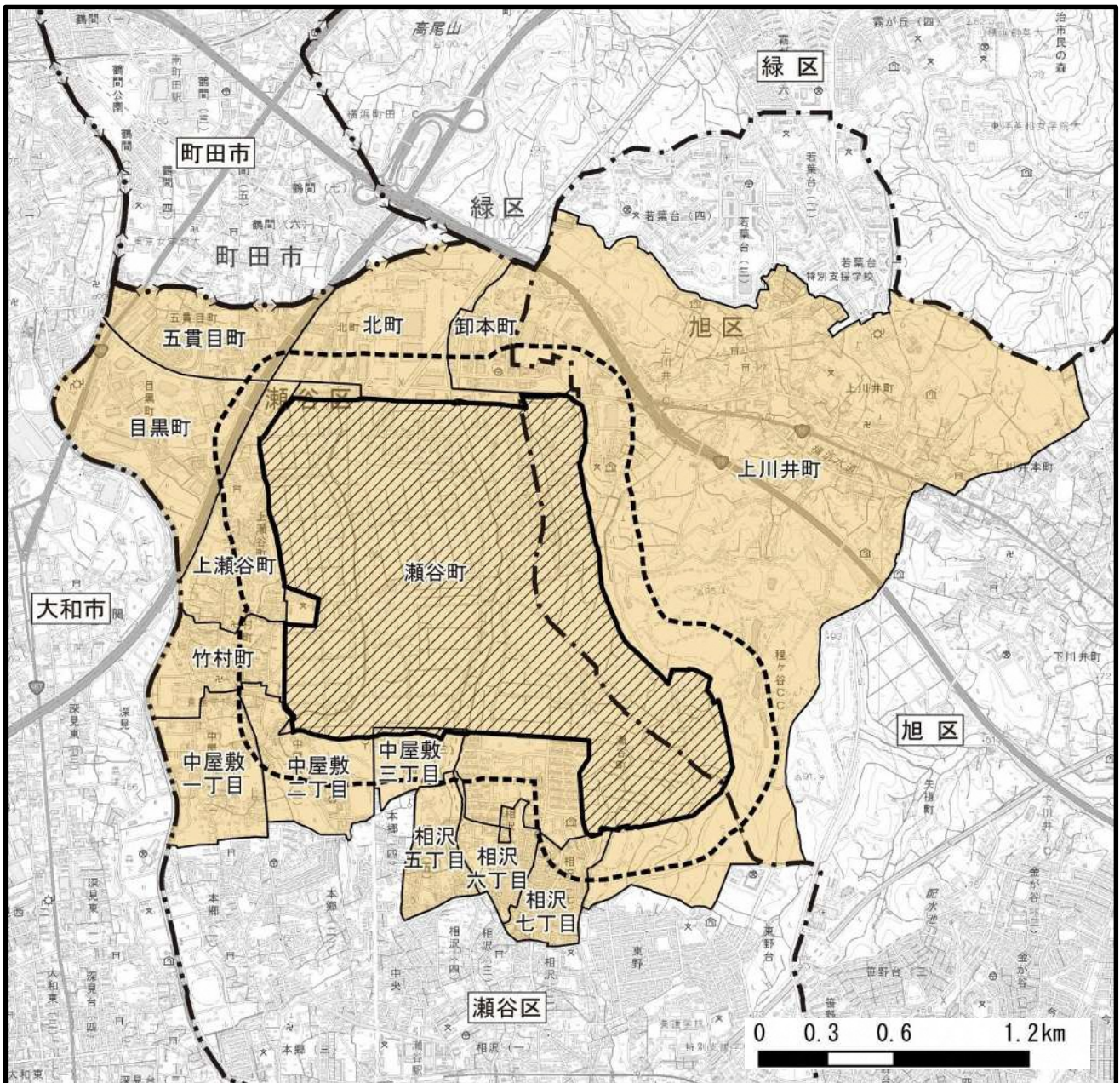
■総合評価

調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置を適切に実施することで、環境への影響については実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、回避又は低減が困難な場合においては、代償措置が実施されることで、環境の保全について適切な配慮がなされていると評価します。



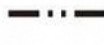
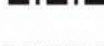


以上を総合的に評価すると、都市計画対象事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲で、できる限りの低減が図られるものと評価します。

5 準備書対象地域

準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次の通り設定しました。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  区域境界から200m圏
-  対象地域

騒音、振動等の影響を考慮し、対象事業実施区域から約200m圏にかかる町丁の全域としました。

【瀬谷区】瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目

【旭 区】上川井町

また、区画整理事業の方法書の周知範囲を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

【瀬谷区】本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、中央、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目

6 準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

準備書について、下記のとおり縦覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。

また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。


あわせて、一部の図書館において準備書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

■準備書の縦覧について

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年8月10日（火）まで ※土・日・祝日除く
場所及び時間	①横浜市建築局都市計画課（中区本町6丁目50番地の10：市庁舎25階） 午前8時45分から午後5時15分まで ②横浜市環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10：市庁舎28階） 午前8時45分から午後5時15分まで ③旭区役所区政推進課広報相談係（旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12 旭区総合庁舎） 午前8時45分から午後5時00分まで ④瀬谷区役所区政推進課広報相談係（横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地 瀬谷区総合庁舎） 午前8時45分から午後5時00分まで

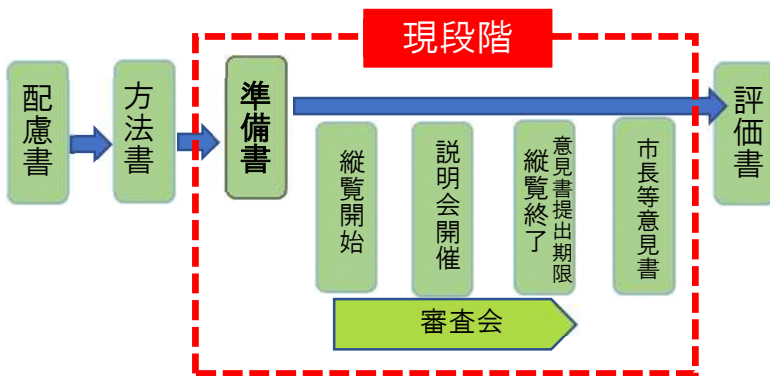
※併せて、都市計画法に基づき都市計画案の縦覧も行います。

■意見書の提出について

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年8月10日（火）まで ※土・日・祝日除く
提出方法	①又は②の方法で提出して下さい。 ①意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 提出先：横浜市建築局都市計画課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階） ②横浜市ホームページ（横浜市建築局都市計画課）から電子申請で提出 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <input type="text" value="横浜市 都市計画 環境影響評価"/> <input type="button" value="検索"/> <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> または、右のQRコードより、ホームページにアクセスしてください。

7 環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続きを通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続きの流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。



<配慮書>

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの

<方法書>

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの

<準備書>

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの

<評価書>

市長等や住民の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、最終的な環境影響評価の結果を記載したもの

8 お問い合わせ先

■都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課
 TEL：045-671-2657 / FAX：045-550-4913
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎25階）

■準備書及び事業計画の内容について

横浜市 都市整備局 上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進課
 TEL：045-671-2061 FAX：045-550-4098
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

■環境影響評価制度について

横浜市 環境創造局 環境影響評価課
 TEL：045-671-2495 / FAX：045-663-7831
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎28階）